

MIYAGI
YAMAGATA
FUKUSHIMA



産業保健情報誌

Occupational Health Informational Magazine

合同号



独立行政法人 労働者健康福祉機構
宮城産業保健推進センター
山形産業保健推進センター
福島産業保健推進センター

産業保健情報誌合同号



【労働者健康福祉機構のシンボルマーク】
Welfare を擬人化したもの。福祉と協力を表す。



表紙の写真©仙台空港
写真提供 宮城県観光課

Index

年頭のご挨拶	1
宮城産業保健推進センター所長 嘉数 研二	
山形産業保健推進センター所長 須藤 俊亮	
福島産業保健推進センター所長 小山 菊雄	
職場の新型インフルエンザ対策について	2
労働衛生コンサルタント 小林恒三郎	
宮城産業保健推進センター相談員（産業医学）	
満員盛況「作業環境測定実務講座」	
山形産保で10年以上ロングランを続ける人気講座	5
河合環境コンサルタント事務所 河合 直樹	
山形産業保健推進センター相談員	
粉じん作業場（鋳物工場）における作業環境改善	7
労働安全・衛生コンサルタント 國分 衛	
福島産業保健推進センター相談員	
健康診断の計画的・確実な実施をお願いします	10
平成20年度研修等のご案内	12
行政情報	
石綿（アスベスト）健康被害者の遺族の皆様へ	16
宮城・山形・福島の最低賃金が改正されました	18
「メンタルヘルス対策支援センター」について	19
労災病院からのお知らせ	20
お知らせ	
小規模事業場の産業医選任を支援します！	21
編集後記	21

年頭のご挨拶

新年明けましておめでとうございます。

皆様健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

平素より産業保健推進センターの事業に対しまして関係各位のご理解、ご協力を頂いておりますことに改めて厚くお礼を申し上げます。

さて、昨年秋にアメリカに端を発した金融危機は、世界的に急激な景気減退をもたらし、日本においても、年末は、企業倒産の多発、解雇、新卒者の内定取り消しなど、暗い話題に終始した感があります。

平成19年度、過労死に代表される長時間労働による健康障害として労災認定を受けた労働者は、全国では392件(うち死亡142件)、さらに仕事に関する強いストレスからうつ病等の精神疾患を発症したとして労災認定を受けた労働者は全国268件(うち自殺は81件)となっており、いずれも過去最悪の水準に達しており、現下の厳しい経営環境化から、この傾向にさらに拍車がかかることが懸念されます。

政府は平成20年度を初年度とする第11次労働災害防止計画(5カ年計画)を立て、3大目標のひとつに「定期健診の有所見率増加に歯止めをかけ、減少に転じさせる」を、また8つの重点対策の中には、「化学物質における健康障害」「粉じん障害防止」「健康診断の推進」「メンタルヘルス対策の推進」などを掲げています。

現在、一般定期健康診断では2人にひとりが何らかの異常所見が認められており、職場においても、昨年4月から開始されたいわゆるメタボ健診との連携を図りつつ、健康診断及びその事後措置の徹底等に一層力を入れる必要があると思われ、産業保健推進センターとしても、各種研修、啓発事業に力を入れて参ります。

また、昨年4月からすべての事業場において「長時間労働者の医師による面接指導」が義務づけされていますが、過重労働による健康障害防止対策を徹底するためにも、県内各地域産業保健センターと連携を図りつつ、これがスムーズに行われるよう、産業医研修等の充実に努めて参ります。

さらに、第11次労働災害防止計画においては、メンタルヘルスに取り組む企業割合を50%に引き上げる目標が掲げられていますが、昨年10月に各産業保健推進センター内に併設されましたメンタルヘルス対策支援センターの機能を活かして、多くの企業に実効あるメンタルヘルス対策について、一層のご理解をいただくよう尽力して参りたいと思います。

経済情勢は、予断を許さない状況が続いていますが、労働者の皆様が健康で生き生き働ける職場づくりを少しでもお手伝いできますよう、各センター相談員、職員一同、鋭意各業務に取り組んで参りますので、これまで同様ご支援、ご協力をお願い申し上げ、また、皆様のご健勝、事業のご発展をご祈念申し上げ、年頭のご挨拶といたします。

平成21年 元旦

独立行政法人労働者健康福祉機構

宮城産業保健推進センター所長 嘉 数 研 二
山形産業保健推進センター所長 須 藤 俊 亮
福島産業保健推進センター所長 小 山 菊 雄

職場の新型インフルエンザ対策について

労働衛生コンサルタント 小林 恒三郎
宮城産業保健推進センター相談員（産業医学）

1. 鳥インフルエンザと新型インフルエンザの関係

鳥インフルエンザのヒトへの感染は、全世界で現在250名ほどの感染が確認されている。致死率は60%と非常に高いが、感染は、死鳥に濃厚に接触した場合だけで、今のところヒトからヒトへの感染は確認されていない。

しかし、今後突然変異や遺伝子再集合の機転でヒトからヒトに伝染するタイプに変化する可能性が極めて高い。このようにして出現したインフルエンザを新型インフルエンザといい、人類がこれまで経験していないウィルスなので、それに対する抗体を持つヒトはおらず、爆発的な流行のおそれが高い。

過去の経験では、1918年（大正7年）のスペイン型では4000万人が死亡、1957年（昭和32年）のアジア型では200万人、1968年（昭和43年）の香港型は100万人が死亡している。

2. 新型インフルエンザの政府の被害想定

国では、国内の全発症者数3200万人（人口の25%）、受診患者数1,300～2,500万人、入院患者数最大200万人、死亡者数最大64万人と想定している。

3. インフルエンザのフェーズ

WHOでは、警報フェーズを以下のように設定している。

フェーズ	内 容
1	ヒトへの感染可能性のある亜型のウィルスが動物で確認される
2	ヒトへの感染リスクが高い亜型のウィルスが動物で確認される
3	ヒトへの新しい亜型のウィルスが確認されている

4	ヒトへの新しい亜型のウィルスが確認されているが感染集団は限定的である。
5	ヒトからヒトへの新しい亜型のインフルエンザ感染が確認され、より大きな集団発生が見られる。
6	パンデミック（爆発的流行）が発生し、一般社会で急速に感染が拡大している。

これに国内発生の有無でA、Bの区分が設けられている。

この原稿を書いている現在は、3 Aである。

4. 社会的影響

膨大な数の感染者（疑い例を含む）と死者、医療従事者の感染による医療サービスの低下、食料品・生活必需品、公共サービス（交通・通信・電気・食料・水道など）の提供に従事する人の感染による物資の不足やサービスの停止、行政サービスの水準低下（行政手続きの遅延等）、日常生活の制限、事業活動の制限や事業者の倒産、莫大な経済的損失が想定され、社会不安による治安の悪化やパニックさえも懸念される。

5. 対応戦略

- (1) 局所的流行からパンデミックへの移行を遅らせ、ワクチン供給による根本対策のための時間稼ぎをする。
- (2) 感染者、発症者、受診者、入院者、死亡者の同時多発を減らす【ピーク時における医療サービスへの負荷・被害を減らす、医療機能、社会機能の破綻を防ぐ。】

6. 新型インフルエンザ対策の2つの柱

- (1) 医学的介入 [抗インフルエンザ薬、ワクチン、

良質な医療の提供（医療体制の整備）]

抗インフルエンザ薬としてはタミフルを中心に2500万人の備蓄

ワクチンは、プレパンデミックワクチンは存在するが、本格的なワクチンは実際に新型インフルエンザが出現してから作製するため時間がかかる。

- (2) 非医学的介入 [社会的接触の軽減（集会・興業施設等の自粛等、学校閉鎖、行動制限（発症者の自宅待機、不要不急の外出自粛）]

7、事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン

厚生労働省にて、平成19年3月策定し、現在改正作業中である。

その概要は、事業者には、感染を拡大させない、社会的責任を果たすという二点が求められる。基本的戦略のうち特に非医学的介入での機能が求められる。

職場としては、職場における感染予防と事業継続計画の策定が必要であるとしている。

(1) 感染予防

① 職場としてのリスク評価

事業所が不特定多数の出入りを前提としている場合、リスクは高くなる

② 従業員教育

想定される感染経路が飛沫感染と接触感染であるので、手洗い・うがい、咳エチケットが挙げられる。

- 手洗い：流水で30秒以上、あるいは速乾性擦り込み式手指消毒剤
- うがい：一日3回以上のうがいは有効である
- 咳エチケット：咳やくしゃみが多いときはマスクを着用する。また単発の咳やくしゃみの場合でも口を押さえる。
- マスクについて：基本的には他人にうつさないためのものである。防御としてのマスクはN95レベル以上の性能がある物を顔面に密着して使用できなければ効果はない。

事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン改定（案）より(参考)

各事業者は、正しい知識を習得し、従業員への周知に努める。現時点から始めるべき感染予防策を実践することが求められる。

- 1 感染予防策は、経営者から従業員一人ひとりまで全員による行動変容が重要である。そのため、現時点で始める感染予防策を決め、経営者自らが率先して実践することが望まれる。

- 2 通常のインフルエンザについても感染の疑いがある場合、積極的に休んで医療機関の診察を受けることを励行する。

我が国では、風邪など病気の症状があっても無理をして出社した場合、仕事に対する意欲が評価されることがある。新型インフルエンザの感染者が、症状があるにもかかわらず無理に出社した場合、出社途中や職場において感染を広めるリスクがある。

「症状がある場合は家で自宅療養する」という基本ルールを職場全体に浸透させることにより職場での感染を防ぐことができる。

- 3 新型インフルエンザ発生に備えた人員計画を円滑に実行できるよう教育・訓練を行っておく。

① クロストレーニング（従業員が複数の重要業務を実施できるようにしておき、欠勤者が出た場合に代替要員する。）

② 在宅勤務（通勤による感染リスクを下げる事が出来る。また、共働き世帯で子どもの面倒を見るためや家族に発症者が出たために出勤できない場合に有効である。）

- 4 新型インフルエンザ対策に対する従業員の意識を高め、的確な行動をとれるよう、新型インフルエンザの発生に備えた訓練を立案・実施する。

① フェーズ4A発表、フェーズ4Bで従業員が発症、フェーズ6に進展など複数の状況を設定した机上シナリオ訓練

② 感染予防策に関する習熟訓練（例：個人保護具の着用、出勤時の体温測定等）

③ 職場内で発症者が出た場合の対応訓練（発熱外来への連絡、病院等への搬送、職場の消毒、濃厚接触者の特定等）

④ 幹部や従業員の発症等を想定した代替者による重要業務の継続に関わる訓練

※1月頃までに厚生労働省で発表予定

(2) 事業継続

パンデミックに至った場合、2ヶ月程度の間に人口の四分の一が発症することを考慮すれば、事業の縮小は免れない。従って事業の中の優先順位を決定しておくことが必要。

さらに、関連する事業所でも同じような事業縮小が生じているので、仕入れや発送、あるいは納入など事業所外の変化も予測しておく必要がある。

8、フェーズごとの問題点

フェーズ4Aでは海外勤務者をどうするか、フェーズ4Bでは国内出張や単身赴任者の取り扱い、取引業者の機能が問題となる。

フェーズ5では、従業員での発症者が増加する。発症した従業員の出社停止は何日にするか？家族が発症した従業員の出勤はどうすべきか？共働き家庭では休校や休園のため出社できない従業員も出てくるだろう。業務の範囲が極めて限定されるおそれがある。

フェーズ6では、従業員の確保だけではなく業務そのものの遂行が困難になる可能性がある。

9、情報の収集

厚生労働省HP等に新型インフルエンザ対策のコーナーが設けられている。

厚生労働省ウェブサイト

<http://www.mhlw.go.jp/>

国立感染症研究所のウェブサイト

<http://www.niid.go.jp/niid/index.html>

外務省海外安全ホームページ

<http://www.anzen.mofa.go.jp>

独立行政法人 労働者健康福祉機構 産業保健部

<http://www.rofuku.go.jp/sanpo/influenza/index.html>

海外勤務健康管理センター（JOHAC）

<http://www.johac.rofuku.go.jp/biog/>

また、各県において新型インフルエンザ対策・行動計画が立案されている。

宮城県	保健福祉部疾病・感染症対策室 または各保健所へ	022-211-2632
山形県	健康福祉部保健業務課 または各保健所へ	023-630-2315
福島県	保健福祉部健康衛生総室医療看護課 または各保健所へ	024-521-7221

メールマガジンはじめました

Eメールで産業保健に関する情報をお届けしております。

【内 容】

・産業保健に関するトピックス ・各種研修会のご案内 ・新着図書やビデオのご紹介 など
購読は無料です。

お申込は各センターのホームページから

宮城産業保健推進センター 【<http://miyagisanpo.jp/>】

山形産業保健推進センター 【sanpo06@mvd.biglobe.ne.jp】

福島産業保健推進センター 【<http://www.sanpo07.jp/>】

満員盛況「作業環境測定実務講座」

山形産保で10年以上ロングランを続ける人気講座

河合環境コンサルタント事務所 河 合 直 樹

山形産業保健推進センター相談員

1. はじめに

山形産業保健推進センターは全国に先駆けて平成5年4月に開設された。私は、それ以来、今日まで15年の長きに渡って相談員を仰せつかっている。その間、相談業務以外に毎年テーマを決めて、県内各地で講習を行ったり、何回かは調査研究を実施したりもした。（表－1参照）その中で、毎年同じテーマで、しかも毎回満員御礼、キャンセル待ち続出という人気講座（手前味噌ではあるが）がある。それが「作業環境測定実務講座」である。

表－1 山形産業保健推進センターにおける衛生工学分野の事業実績

	事業主セミナー・産業医研修等（調査研究）	衛生管理者等への研修
平成5年度	■騒音障害防止ガイドラインについて ■粉じん障害防止対策について	
平成6年度	■作業環境測定機器の取扱方法	
平成7年度	■作業環境測定機器の取扱方法 ■作業管理の要点	
平成8年度	■作業環境測定結果報告書の見方と活用方法 ■騒音障害防止ガイドラインについて	
平成9年度	■保護具の着用方法と保守管理	
【調査研究】	じん肺防止のための労働衛生管理手法のあり方に関する調査研究（鋳物業）	
平成10年度	■局所排気装置の点検方法	
平成11年度		
【調査研究】	金属製品製造業におけるアーク溶接作業の実態について	作業環境測定講座
平成12年度	■作業環境管理のポイント ■喫煙対策についてVDT作業の労働衛生管理	
平成13年度	■これからの作業環境管理 ■労働安全衛生マネジメントシステムについて	
平成14年度	■エチレンオキシドによる健康障害防止対策 ■VDT作業の労働衛生管理	
平成15年度	■職場の喫煙対策	
【調査研究】	医療機関における有害化学物質使用の実態と労働衛生管理上の問題点に関する研究	

平成16年度	■粉じん障害防止対策	
【調査研究】	山形県内の事業場における喫煙対策に関する調査研究	
平成17年度	■改正労働安全衛生法の概要	
平成18年度	■アスベストの環境リスク	
平成19年度	■化学物質のリスクアセスメント	
平成20年度	■GHSについて	

2. 人気の秘訣

人気の秘訣は、なんと言っても実習中心の研修だからであろう。講座は2日間に渡り、6種類のテーマ（表－2参照）が準備され、各テーマ定員20人限定で進められる。もちろん無料である。講師は、私と相談員の斎藤誠氏（労働衛生コンサルタント）の二人が務める。

表－2 講座のテーマと使用する機器類

テーマ名	使用する機器類
1 騒音	騒音計・レベルレコーダー・周波数分析器
2 温熱環境	アスマン温湿度計・暑熱環境計・体感温熱環境計・照度計・輝度計
3 有機溶剤	検知管・検知器・マルチガスメーター
4 粉じん	粉じん計・ローボリウムエアサンプラー・ハイボリウムエアサンプラー・TRサンプラー・電子天秤
5 保護具	防じんマスク・防毒マスク・遮光メガネ・耳栓・マスクフィットテスター等
6 局所排気装置	微風速計・スモークテスター・局排模型（フード・ダクト・ファン）

3. 豊富な機器類

こういう研修ができる第一の理由は、測定機材（簡易測定機器等）が豊富にそろっているからである。例えば、粉じん計8台、騒音計10台、照度計7台、微風速計4台、ガス検知器に至っては20本も所有している。その他、ローボリウムエアサンプラー1台、ハイボリウムエアサンプラー1台、TRサンプラー4台、電子天秤1台、アスマン温湿度計4台、暑熱環境計2台、体感温熱環境計2台などなど、作業環境測定機関顔負けの充実ぶりである。



写真1 検知管を用いた有機溶剤濃度測定

全国広しといえど、これだけの測定機器を保有しているのは、多分当センターだけだと思う。

全国で最も早く開設したおかげで、前例がなかったこともあるが、当時の所長さんも「作業環境管理を指導するのに必要なものはなんでも買って良い。一つや二つでは足らん。一人一台で行こう。」と大変太っ腹であったおかげで、当センターは、測定機材については大変恵まれた状況にある。最近、老朽化が目立つのが悩みの種ではあるが。

4. 研修の中身

受講者が実際に「機器を使って、測定して、評価する」ことを念頭にカリキュラムを工夫している。例えば、温熱環境の講座では、

- 1) 室内の温湿度と不快指数を求める。
- 2) 気流存在下で実効温度を測定する。
- 3) 輻射熱存在下におけるWBGTを求める。
- 4) 作業条件を設定して、PMV（予測温冷感申告）・PPD（予想不満率）を求める。

など6種類の実習を行い、機器の取扱方法のみならず、そこから得られたデータの意味や職場における温熱環境の管理手法などが身に付くようになっていく。

また、粉じん講座では、喫煙対策を想定し、室内で蚊取り線香をたきながら、粉じん計を用いて、室内外の粉じん濃度を実測し、評価を行っている。その他、電子天秤やTRサンプラーの使用の実習も行っているが、受講者が研修後、機器を借りて来て、職場で実際に粉じんの個人ばく露濃度測定を行い、保護具着用の必要性の判断根拠に活用した事例もある。



写真2 局排の模型を使ったプログラム

また、局排の講座で使用する模型は、斎藤相談員が設計したもので、予算も限られていたため、市販の塩ビダクトなどを活用してはいるが、立派に機能している。ここでは、制御風速の測定からファン排風量の計算、さらにバッフル板の効果、静圧の意味など、4つの実験を通じて、局所排気装置の基本的な知識と点検方法を習得できるようになっている。

5. もう一つの目的

私は、この講座を受講した人の中から、将来作業環境測定士が誕生することを望んでいる。作業環境測定は、本来、自社の測定士が実施するのが原則である。（作業環境測定法第3条）

多くの人は、作業環境測定機関に委託して行わなくてはならないと思っているが、それは誤りである。有害物質がいつ、どこで、どのように使用されるか、こういった情報は、外部の人間より、その事業所に所属する人の方が、掴みやすいに決まっている。したがって、測定を通じて、環境管理のための有効な情報を得るには、自社の作業環境測定士を養成することが望ましい。衛生管理者、公害防止管理者などの資格を有していれば、試験科目免除もある。また、4科目を1科目ずつ、クリアしても合格できる。是非、チャレンジしていただきたい。

6. 東北各地で開催できないか

山形の測定機器は充実している。それら機器を東北各県のセンターで共有して使用すれば、この講座はどこでも実施可能である。人材がいなければ、日本作業環境測定協会東北支部に協力を求める方法もあろう。測定機関が所有する機器を貸してもらえれば、より、充実した研修になると思う。是非、検討してもらいたい。

7. おわりに

受講者が作業環境管理に対して、より関心を持ってくれるように毎回少しずつ改善しながら進めているが、実際、二日間の講座が終了するころには、精も根も尽き果てるぐらいハードである。しかし、アンケートに「大変有益だった」、「今後職場の環境改善に役立てたい」などの記述を見つけると、安堵感と充実感を覚える。

何より、講座を通じて様々な人たちと交流し、情報交換できることがうれしい。来年もまたがんばろうというエネルギーが湧いてくる。

粉じん作業場（鋳物工場）における作業環境改善

労働安全・衛生コンサルタント 國 分 衛
福島産業保健推進センター相談員

労働安全衛生法令は労働安全衛生法第1条（目的）に「自主的活動の促進により」と記され、また、作業環境測定結果は管理区分によりその措置が定められているように、すでにリスクアセスメントが取り入れられているものと私は考えている。作業環境測定結果を正しく活用されているかがリスクアセスメントの第一歩である。このためには、作業環境測定を正しく理解し、その結果が有効に生かすための測定を実施することが重要である。しかし、測定を依頼している事業場が測定結果を理解していないために活用がなされていないと考えられる。原因のひとつは作業環境測定が測定機関に任せきりになっていることがあり、測定結果がどのような意味を持っているのかを、測定委託事業場が把握していないことが考えられる。測定機関が測定料金を安く済ませるために1日測定を標準的な測定として普及してしまったことも原因として考えられる。また、測定結果が管理区分3にもかかわらず、その結果報告が書類の郵送で行われ測定機関から詳細説明がなされていないことも原因と考えられる。

鋳物工場における粉じんに係る作業環境の改善が、吸入性粉じんの粒子径の改正及び管理濃度の変更があり、管理区分が悪化しているところも多くあると聞いています。又これまでも改善が効果的に行えずにいる事業場も多くあると考えられます。

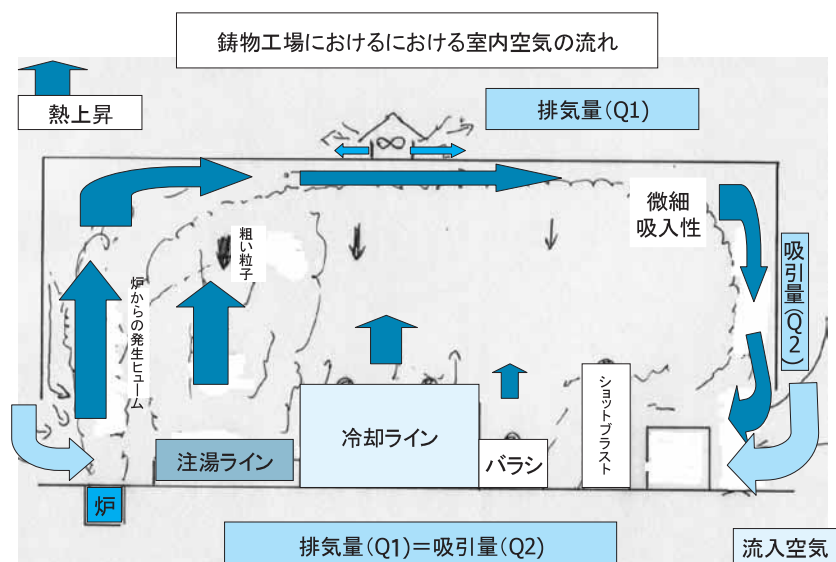
《正しい作業環境測定結果の評価》

粉じんが他の有害物質と大きく異なるのは、粉じんの測定の義務があるのは、粉じん発生施設、作業の全てではなく、特定粉じん発生源のある作業場であることが原因となっていると考えられます。特定粉じん発生源の作業場における測定を実施してはいるが、環境汚染の原因がその特定粉じん発生源にあるのではなく、周辺の作業場に起因していることが多くあります。特に鋳物工場では砂処理設備、ショットブラスト等の吹き付け研磨装置、シェークアウト等のばらし装置などのある作業場が、該当することになるが、溶解作業場や注湯作業場のような燃焼を伴う作業場は該当から外れることになる。しかし、多くの鋳物工場においては同一建屋内にそれら設備・作業が混在している。しかも、多くの粉じん発生源は高温であるため上昇気流が生じているため、発生粉じんがこの

図1

気流により拡散することとなる。しかも、現在の鋳物工場の多くが建屋構造が平屋根になり、しかも、公害対策として屋根からの排出を起さないようになっている。このため、図1に示すような粉じんの循環を起し、離れたところへの汚染を生じることとなる。

この拡散の途中でもうひとつの粉じんならでは問題を発生することとなる。



吸入性粉じんは新たな作業環境測定基準においては $4\mu\text{m}$ 以下とされた。作業環境測定ではこの基準で粉じんの測定を行っている。 $4\mu\text{m}$ は1000分の 4mm であり、目視することは不可能な大きさである。通常汚れると感じる大きさではない。 $4\mu\text{m}$ の沈降速度は1分間に数cm程度であるため、この循環気流に乗り、拡散するのである。

このような汚染は単位作業場を均一的に汚染するため、幾何標準偏差の小さな測定結果となる。

貴社の作業環境測定報告書をご覧ください。A測定結果が管理区分2若しくは3でありながらB測定結果は管理区分1若しくは測定なしとなっていないませんか。

作業環境測定結果の解析として別表1が解説書に記されている。

別表 1

A測定 の区分	B測定 の区分	管理 区分	頻度、作業環境の状態、要因など
1	1	第1	環境管理が適切である
	2	第2	比較的規模の小さい固定、又は間欠的発生源対策が十分でない。
	3	第3	
2	1	第2	頻繁には起こらない。 σ が大きい。デザインの誤り。
	2	第2	管理不十分な場合はたびたび見られる。
	3	第3	固定又は間欠的発生源対策が十分でない。
3	1	第3	まれにしか起こらない。デザインの誤り。 σ が大きい。
	2	第3	頻繁には起こらない。 σ が大きい。デザインの誤り。
	3	第3	管理が行われていないか、適切さを欠く場合にたびたび見られる。

このことは、2日間の測定を実施した場合に言えることであり、1日間の測定の場合は評価計算式の σ （幾何標準偏差）に0.084を加えるため、頻繁又はまれにしか起こらないA測定結果2や3でB測定結果1や2となりやすい。デザインの誤りとは2日間測定を実施せずに1日測定としていることも含まれる。

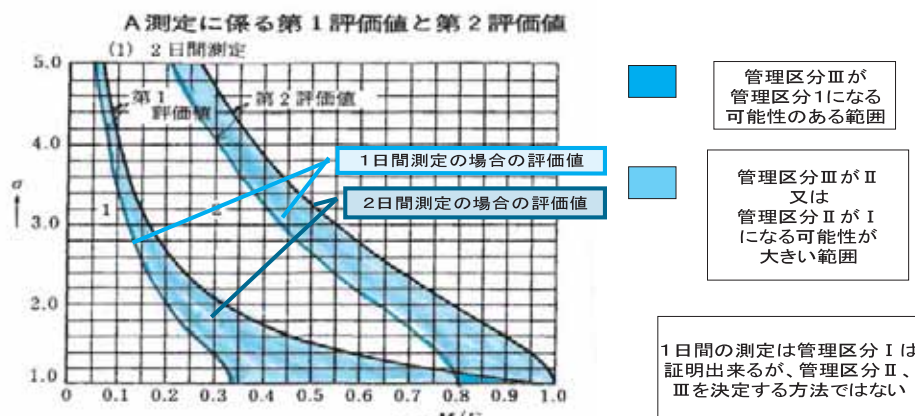
図2はA測定結果の1日間の測定と2日間測定の管理区分の評価わけである。

1日間の測定では2日間測定を行った場合の日間変動を考慮に入れた計算を行うためにこのような違いが生じています。2日間の測定を実施することによりより精度の高い測定となりただしA測定結果評価ができるようになる。また、B測定

は発散源と考えられる場所又はその影響をより高濃度で受ける作業場所を測定することになり、B測定結果が管理区分2となってもその原因把握が容易となるため改善は行いやすくなる。

吸入性粉じんの粒径が $7.07\mu\text{m}$ から $4\mu\text{m}$ になったことは、粉じん管理濃度の指標となる遊離けい酸含

図 2



有率が異なる可能性がある。測定報告書の遊離けい酸含有率を3年程度前の測定結果の遊離けい酸含有率と比較してみてください。同じ遊離けい酸含有率のときは測定機関に対しいつの時期に測定したものか又は4 μm での分析結果かをお聞きください。管理濃度計算式が異なったことにより1%の遊離けい酸含有率の違いが大きな管理濃度の違いを招きます。

遊離けい酸含有率とK値（相対濃度計の換算係数）との比較も行ってください。K値が大きく（相対濃度計の種類により異なるが、他の単位作業場と比較して2倍以上の差がある場合等）また、遊離けい酸含有率が高い場合は、粉じん捕集装置の分粒が破過していることが考えられます。このような場合はK値が大きくなり幾何平均濃度が実際より大きな数値となる上、遊離けい酸含有率が高くなることから、管理濃度が小さくなり管理区分を悪く評価することとなります。粉じん粒径が異なったことにより捕集装置が以前と異なったことからこのようなことが生ずることとなりました。この判定は専門的な知識が必要となることから早計に判定は行わないでください。

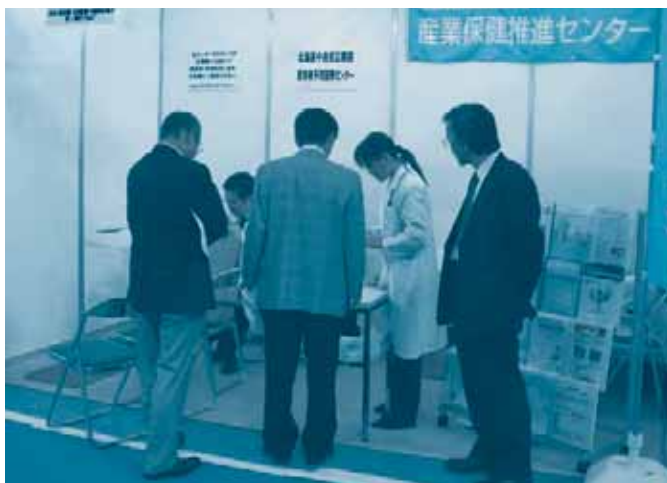
《評価に基づく措置》

- 1 測定を2日間測定とする。
- 2 遊離けい酸含有率は複数回実施する。
- 3 その結果に基づき影響を与える発生源を正しく把握し、管理区分を正しく評価し、管理区分に応じた対策を行う。

鋳物工場においては溶解作業場や注湯作業場のような一般粉じん作業場からの影響を受けやすく、これにより、作業環境測定結果が管理区分2若しくは3になることが多い。よって、これらの影響を防止することも重要なこととなる。よって、これらの設備にも局所排気装置等の設置を行うことは有効な手段となる。また、これらの設備は局所排気装置では完全な防止措置をとることは困難と考えられる。局所排気装置で発生粉じん量を極力低減した後全体換気装置（ルーフファン等）により拡散の防止を行うことが必要となる。

作業環境測定結果をもう一度よく読み、活用して作業環境改善を取られることを望みます。

～トピックス～



札幌市で、全国安全衛生大会が開催された平成20年10月22日からの3日間、北海道・東北ブロック各産業保健推進センター、北海道中央労災病院勤労者予防医療センターが「第41回緑十字展」に、合同で出展し、各種情報提供、健康測定を実施しました。

健康診断の計画的・確実な実施をお願いします

1. 健康診断対象者の把握

有害物質に係る健康診断対象者が把握漏れになっている場合があります。生産ラインの新設・変更、人事異動などにより、新たに健康診断の対象となっている者がいないか、見落とされていないかに特に注意が必要です。

衛生管理者、安全衛生推進者として職場巡視の際には、健康診断の対象者漏れがないかについてもチェックしてください。

2. 健康診断対象業務の把握

生産ラインの新設・変更、製造方法等の変更、使用原材料の変更などにより、新たに健康診断の対象業務となった作業がありませんか。

前記1. 同様に職場巡視の際に見落としのないようにしてください。

3. 健康診断の法定実施時期

有害業務に係る健康診断の実施時期は、ほとんどの場合、「当該業務に従事する労働者に対し、雇入れの際、当該業務への配置替えの際及びその後六月（四アルキル鉛健康診断は、三月）以内ごとに一回定期的に、」と規定されています。但し、じん肺の定期健康診断は、粉じん作業の従事歴・じん肺管理区分によって下表のように頻度が定められています。

物質によっては、離職時健康診断や緊急診断、有害業務を離れた後も定期的に健康診断を行わなければならないなどの規定がありますので、関係法令・通達により確認してください。

粉じん作業との関連	じん肺管理区分	頻度
常時粉じん作業に従事	1	3年以内ごとに1回
	2、3	1年以内ごとに1回
常時粉じん作業に従事したことがあり、現に粉じん作業に従事	2	3年以内ごとに1回
	3	1年以内ごとに1回

4. 健康診断実施機関との打合せ

健康診断を健康診断実施機関に依頼する場合は、健康診断の検査項目を明らかにする必要があります。また、健康診断によっては健診項目を省略することが出来る場合がありますが、年齢で省略できる場合などを除き、省略の判断は「医師が必要でないと認めるときは、省略することができる。」のように規定されていますので、ご注意ください。

有機溶剤等健康診断の代謝物の検査では、柑橘類の飲料水などを摂取していると検査値に影響が出る場合もありますので、健康診断実施機関からの指示事項にも留意してください。

健康診断の実施日を設定していても、当日、対象者が都合で健康診断を受診できなくなるケースは多々ありますので、予め予備日を設け、未受診者がないようにする必要があります。

5. 受診者への結果通知

健康診断の結果は、遅滞なく受診労働者に通知する必要があります。なお、通知した旨の事実は、記録しておくことが望ましいとされています。

6. 事後措置

定期健康診断、法定の特殊健康診断の結果、健康診断の項目に異常所見があると診断された者については健康を保持するために必要な措置について医師から意見を聴取し、聴取した医師の意見を健康診断個人票に記載してください。

更に、医師からの意見を勘案し、その必要があると認めるときは、その者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講じなければなりません。

7. 健康診断等に関する秘密の保持

健康診断、面接指導などは、労働者の秘密にわ

たることが多いので、健診等の実施に従事した方にはこれらの秘密を漏らしてはならないことが規定されています。健康情報は適切な取扱いが確保される必要があります。

8. 労働基準監督署への結果報告

定期に実施した健康診断については、遅滞なく所轄の労働基準監督署にそれぞれの結果報告書により提出してください。

なお、粉じん作業を有する事業場は、じん肺健康診断の実施の有無に係らず「じん肺健康管理実

施状況報告」により毎年、12月31日現在におけるじん肺に関する健康管理の実施状況を、翌年2月末日までに所轄の労働基準監督署に提出しなければなりませんので、ご注意下さい。

9. その他

健康診断の進行を管理するための表を参考に掲載しました。従事労働者数、健康診断の数など自社にあった管理表を作成するためのご参考としてください。

健康診断進行管理表（例）

健康診断の種類		第 回	健康診断		受診者へ 結果通知	事 後 措 置		労働基準監督署へ 結果報告
			実施日	予備日		医師等からの 意見の聴取	事後措置・ 保健指導	
定期健康診断		第 1 回						
		第 2 回						
有機溶剤等健康診断		第 1 回						
		第 2 回						
鉛健康診断		第 1 回						
		第 2 回						
特定化学物質健康診断 (物質名)		第 1 回						
		第 2 回						
特定化学物質健康診断 (物質名)		第 1 回						
		第 2 回						
電離放射線健康診断		第 1 回						
		第 2 回						
じん肺健康診断						※じん肺の所見があると診断された者については、エックス線写真等の提出		
指導 勸奨	紫外線・赤外線	第 1 回						
		第 2 回						
	騒音	第 1 回						
		第 2 回						
	V D T	第 1 回						
		第 2 回						
	振動	第 1 回						
		第 2 回						

※健康診断の種類は、上記以外にもあります。

平成20年度研修等のご案内

■宮城産業保健推進センター

申込方法：FAX（022-267-4283）郵送、または当センターホームページ（<http://miyagisanpo.jp>）から
申 込 先：宮城産業保健推進センター 〒980-6012 仙台市青葉区中央4-6-1 S S30ビル12F

【研修区分1】 産業医研修（医師・産業医対象）

①定員は各30名 ②場所は当センター会議室 ③申込はFAXまたはセンターHPから
※申し込みは研修実施日の1ヶ月前応答日からとなります。

日 時	テーマ	内 容	担当講師	日医産業医制度 単 位 申 請 中
3月18日(水) 15:00～17:00	粉じん等による呼吸器疾患 ～労災病院勤労者医療 研究成果発表	石綿関連疾患を含めた 今日のじん肺症例	富山労災病院アスベスト 疾患センター長 水橋 啓一先生	基礎(後期) 2 生涯(専門) 2
		新しい画像診断法1 (経時サブトラクション法・じん肺合併肺がん診断におけるPETの有効性)	北海道中央労災病院 副院長 中野 郁夫先生	
		新しい画像診断法2 (胸膜プラークの3D表示法)	神戸労災病院 副院長 大西 一男先生	
		じん肺診療のポイント	旭労災病院 副院長 宇佐美郁治先生	
(予告) 4月16日(木) 18:00～20:00	リスクアセスメントの 基礎	リスクアセスメントの 基礎知識、MSDS等 の活用方法、医療現場 における実践(応用) 事例等	花上労働衛生コンサルタ ント事務所 所長 花上 恭二先生 (センターアドバイザー)	基礎(後期) 2 生涯(専門) 2

【研修区分2】 産業保健研修 [※受講資格はとくにありません]

①定員は各30名 ②場所は当センター会議室 ③申込はFAXまたはセンターホームページから

日 時	テーマ	内 容	担当講師 (産業保健相談員)	対 象
1月14日(水) 13:30～15:30	建設工事の労働衛生管理の要点	建設工事現場等で留意すべき職業性疾患や作業員の健康管理等現場責任者、店社の安全衛生担当者等が知っておくべき衛生管理の基礎を解説します。	佐藤 和一先生 (産業医学) (医)新寺クリニック理事長 佐々木武雄先生 (関係法令) 宮城労働局石綿障害防止 総合相談員	建設業の店社、現場の責任者 保健師・看護師衛生管理者等
2月13日(金) 13:30～15:30	化学物質に関するリスクアセスメント	MSDS等を活用した化学物質に係るリスクアセスメントの方法や、その結果に基づく対策について解説します。	阿部 裕一先生 (衛生工学) 阿部産業安全衛生事務所長	保健師・看護師衛生管理者・人事労務担当者等
3月4日(水) 13:30～15:30	喫煙室設計の留意点	喫煙対策ガイドラインの基準を満たす有効な喫煙室を設置するための設計の留意点について解説します。	佐藤 吉洋先生 (労働工学) 中央労働災害防止協会技術専門役	喫煙室設計施工担当者 保健師・看護師衛生管理者等

【研修区分3】 産業看護職研修・交流会 [産業看護職対象]

①定員は各30名 ②場所は当センター会議室 ③申込はFAXまたはセンターホームページから

日 時	テーマ	担当講師 (産業保健相談員)	対 象
2月12日(木) 15:00～17:00	(1)平成19年度産業保健調査研究報告の概要 (2)特定保健指導について 交流会も実施します。	安齋由貴子先生 (宮城大学看護学部教授) 福島 嘉子先生	保健師・看護師 准看護師

(受付中) 医師対象研修会～産業医学振興財団からお知らせ

1 過重労働・メンタルヘルス対策研修会

- (1) 日時：1月17日(土) 13:20～17:20
(2) 場所：ホテル仙台プラザ3階
(3) 内容・講師
① 過重労働対策の進め方・面接指導の手法
JR仙台病院 五十嵐孝之先生
② メンタルヘルス対策の進め方
千葉神経科クリニック 千葉 健先生
(4) 対象：医師
(5) 日医認定産業医研修
基礎後期3.5単位 生涯専門3.5単位

2 精神科医のための産業保健研修会

- (1) 日時：1月17日(土) 16:00～19:20
(2) 場所：ホテル仙台プラザ2階
(3) 内容・講師
① 産業保健概論、過重労働・メンタルヘルス
阿部産業安全衛生事務所長 阿部 裕一先生
② メンタルヘルス事例研究
三塚神経科内科クリニック 三塚 浩三先生
(4) 対象：精神科、精神神経科、心療内科の医師
(5) 日医認定産業医研修
基礎後期3単位 生涯専門3単位

上記1・2の申込・お問合せは、[直接
\(財\)産業医学振興財団 企画課 まで](http://www.zsisz.or.jp)
TEL 03-3584-5421 <http://www.zsisz.or.jp>

■山形産業保健推進センター

申込方法 FAXまたは郵送でお願いいたします。
また、当センターホームページでも申込できますのでご利用ください。

申 込 先 山形産業保健推進センター
〒990-0031 山形市十日町一丁目3番29号 山形殖銀日生ビル6階
FAX 023-624-5250・TEL 023-624-5188
ホームページ <http://www1.biz.biglobe.ne.jp/~sanpo06/>

【研修区分1】 産業保健研修

対 象 者 産業医、保健師・看護師、衛生管理者、人事労務担当者
定 員 100名

日時・場所	研修テーマ、講師等	日本医師会の認定 産業医単位申請中
平成21年2月10日(火) 15時～17時 鶴岡地域職業訓練センター	「新型インフルエンザ対策研修」 宮城産業保健推進センター 産業保健相談員 小林恒三郎 医師	基礎研修 (後期2単位) 又は、 生涯研修 (専門2単位)

【研修区分2】 事業主セミナー

対象者 事業主・人事労務担当者
定 員 100名

日時・場所	研修テーマ、講師等
平成21年2月10日(火) 13時～14時30分 鶴岡地域職業訓練センター	「労働契約法第5条 (労働者の安全・健康への配慮)」についての解説 山形労働局 労働紛争調整官 阿部 浩志 氏

【研修区分3】 産業保健フォーラム

対象者 産業医、保健師・看護師、衛生管理者、人事労務担当者
定員 300名

日時・場所	研修テーマ、講師等	日本医師会の認定 産業医単位申請中
平成21年3月12日(木) 13時30分～16時30分 山形ビッグウィング 国際交流プラザ	「平成21年度山形労働局行政運営方針」 山形労働局安全衛生課長 村尾 満世 氏 「過重労働の面接指導について」 山形産業保健推進センター 産業保健相談員 神村 裕子 医師 「産業医の職務について」 山形産業保健推進センター 産業保健相談員 菅原 保 医師	基礎研修(後期3単位) 又は、 生涯研修(専門3単位)

■福島産業保健推進センター

申込方法 ファックス、郵送又は当センターのホームページからお申込み下さい。

申込先 福島産業保健推進センター

〒960-8031 福島市栄町6番6号 NBFユニックスビル9階

ホームページ <http://www.sanpo07.jp/>

※ 開催予定の研修を掲載しました。変更、追加の研修もありますので、詳細はホームページでご確認下さい。

※ 照会・申込先のある研修は、それぞれの主催団体にご照会、お申込みをしてください。

【研修区分1】 産業医研修

月 日	場 所	研修テーマ	※照会・申込先
平成21年 1月26日(月)	福島市	うつ病の職場復帰プログラム	福島市医師会 024-534-2290
2月14日(土)	白河市	①長時間労働者に対する面接指導 ②未定	白河医師会 0248-23-3701
2月19日(木)	郡山市	①メンタルヘルス対策 ②作業環境管理	郡山医師会 024-922-8087

【研修区分2】 産業看護講座

月 日	場 所	研修テーマ	講 師
平成21年 2月19日(木)	センター	コーチング	黒田真理子先生
3月18日(木)	白河市		

【研修区分3】 産業看護職基礎講座

月 日	場 所	研修テーマ	講 師
平成21年 2月16日(月)	センター	食と運動	山屋佐智子先生

【研修区分 4】 衛生管理者・労務担当者研修

月 日	場 所	研修テーマ	講 師
平成21年 1月16日(金)	センター	事業場における新型インフルエンザ対策	神田秀幸先生
1月19日(月)	会津若松市	①喫煙の労働者への影響 ②職場における喫煙対策の進め方 ③喫煙対策事例の発表及び意見交換	福島快適職場推進センター 024-522-6717
2月12日(木)	いわき市		

【研修区分 5】 産業看護職学習会

月 日	場 所	研修テーマ	講 師
平成21年 1月13日(火)	南相馬市	保健指導の事例あれこれ	山屋佐智子先生
2月9日(月)	郡山市		

お申し込みは、各主催センターへ直接お申込ください。

(注) 申込先が特記されているものは、記載の団体へ直接お申込み下さい。

受 講 申 込 書

FAX	宮 城	022-267-4283
	山 形	023-624-5250
	福 島	024-526-0528

月 日 申込

申し込み先	(宮城 ・ 山形 ・ 福島) 産業保健推進センター あて 【該当に○印を】		
勤務先 又は医院名		業 種 (労働者数)	
所在地	〒	連絡用 電話番号 (FAX)	()
(ふりがな) 受講者氏名	()	該当に ○印を	産業医・医師、保健師・看護師、 衛生管理者人事労務担当者、事 業場責任者、その他 ()
研修区分 (該当県に○印を)	宮城 山形 の 研修区分【 】 福島	実施日	月 日
備 考			

研修区分及び実施日は必ずご記入ください。

石綿（アスベスト）健康被害者のご遺族の皆さまへ。

「特別遺族給付金」に関する、 大切なお知らせです。

「石綿による健康被害の救済に関する法律（石綿救済法）」の改正により、

特別遺族給付金の
請求期限

平成24年3月27日までに
延長されました。

特別遺族給付金の
支給対象

平成18年3月26日までに
亡くなった労働者のご遺族の方^(注)
へと拡大されました。

(注) 労災保険の遺族補償給付を受ける権利が時効(5年)によって消滅した場合に限られます。

※「改正石綿救済法」は、平成20年12月1日より施行されます。

お問い合わせ先

- 特別遺族給付金の請求手続きなどのご相談については、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署までお問い合わせください。
- 労災保険の給付対象とならない方の救済給付については、独立行政法人環境保全再生機構(☎0120-389-931)までお問い合わせください。

厚生労働省のホームページ <http://www.mhlw.go.jp>

トップページの「重要なお知らせ」から、アスベストのページをご覧ください
(労災認定等事業場一覧表の公表を行っています)。

お問合せ(電話)

宮城労働局	労働基準部	労災補償課	(022-299-8843)
山形労働局	労働基準部	労災補償課	(023-624-8227)
福島労働局	労働基準部	労災補償課	(024-536-4605)

またはお近くの労働基準監督署まで

石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律
(以下「改正石綿救済法」といいます。)が平成20年12月1日より施行されます。
この改正により、以下の点が変更されますのでご注意ください。

① 特別遺族給付金の請求期限の延長

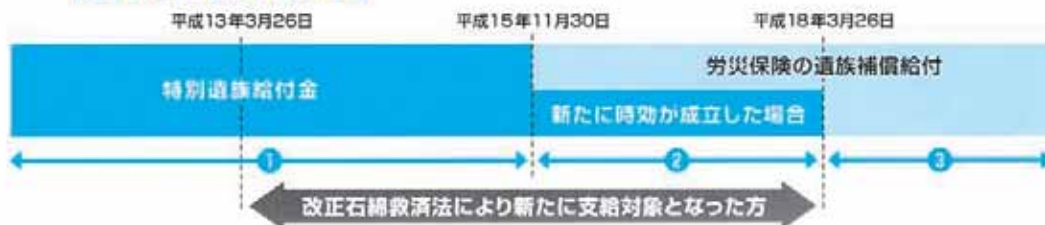
平成24年3月27日までに延長されました。

② 特別遺族給付金の支給対象の拡大

(1) 平成18年3月26日までに亡くなった労働者(又は特別加入者。
以下同じ。)のご遺族の方^(注)へと拡大されました。

(注) 労災保険の遺族補償給付を受ける権利が時効(5年)によって消滅した場合に限られます。

(2) 以下のように労働者が亡くなった時期により支給対象となる
給付が異なります。



① 平成15年11月30日までに亡くなった場合

- 改正石綿救済法に基づく特別遺族給付金の支給対象となります。

② 平成15年12月1日から平成18年3月26日までに亡くなった場合

- 労災保険法に基づく遺族補償給付の支給対象となりますので、お早めに請求手続きを行ってください。
- ただし、改正石綿救済法の施行日(平成20年12月1日)以後、労災保険法に基づく遺族補償給付を受ける権利が労働者が亡くなった日の翌日から5年を経過したことにより時効で消滅した場合には、特別遺族給付金の支給対象となります。

③ 平成18年3月27日以降に亡くなった場合

- 労災保険法に基づく遺族補償給付の支給対象となります。労災保険法に基づく遺族補償給付を受ける権利は労働者が亡くなった日の翌日から5年で消滅しますので、お早めに請求手続きを行ってください。

★ 請求手続は、所定の請求書により労働基準監督署で行ってください。

※ 中皮腫で亡くなった労働者の石綿ばく露作業への従事期間が短い場合(1年未満)や、カルデやエックス線写真等がないために亡くなった労働者の肺がんの原因が石綿によるものかどうか不明な場合であっても、特別遺族給付金の支給が認定されることがありますので、都道府県労働局または労働基準監督署へご相談ください。

救済給付(環境保全再生機構から給付)についても改正が行われました。

☆ 改正の内容についてはこちらをご覧ください。

<http://www.env.go.jp/air/asbestos/kaisei080618/index.html>

☆ 救済給付の手続は、独立行政法人環境保全再生機構、環境省地方環境事務所、最寄りの保健所で行っています。

【お問い合わせ】 ☎0120-389-931 <http://www.erca.go.jp/asbestos/>

※ 救済給付との同時請求について

石綿を原因とする病気について、その原因が仕事によるものであるのか仕事以外のものであるのか分からない場合、特別遺族給付金の請求と救済給付の申請、あるいは労災保険法に基づく請求と救済給付の申請を同時に行うことも可能です。

宮城・山形・福島の最低賃金が改正されました

詳しくは各労働局賃金室又は労働基準監督署へ

宮城県最低賃金	最低賃金額	効力発生日
	1 時間 653円	20.10.24
宮城県産業別最低賃金	最低賃金額	効力発生日
鉄 鋼 業	1 時間 764円	20.12.15
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1 時間 733円	
自動車小売業	1 時間 735円	

宮城労働局労働基準部賃金室（022-299-8841）

山形県最低賃金	最低賃金額	効力発生日
	1 時間 629円	20.10.30
山形県産業別最低賃金	最低賃金額	効力発生日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1 時間 713円	20.12.25
ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業	1 時間 728円	
自動車・同付属品製造業	1 時間 729円	
自動車整備業	1 時間 731円	
家具製造業	1 時間 636円 1 日 5,085円	10.3.4
医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ医療用計測器製造業	1 時間 634円 1 日 5,070円	8.1.10

山形労働局労働基準部賃金室（023-624-8224）

福島県最低賃金	最低賃金額	効力発生日
	1 時間 641円	20.10.22
福島県産業別最低賃金	最低賃金額	効力発生日
非鉄金属製造業	1 時間 751円	20.12.1
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1 時間 709円	
輸送用機械器具製造業	1 時間 743円	
計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具、時計・同部品、眼鏡製造業	1 時間 737円	
自動車小売業	1 時間 736円	

福島労働局労働基準部賃金室（024-536-4604）

「メンタルヘルス対策支援センター」について

労働者健康福祉機構では、この度、厚生労働省の委託事業として、各県産業保健推進センターに「メンタルヘルス対策支援センター」を併設しました。

メンタルヘルス対策支援センターでは、職場における心の健康づくりを支援するため、「相談機関利用促進員」が事業所訪問等を行っています。

メンタルヘルス対策について社内で検討してみたい、その必要性はわかっているが、「具体的な取組方法がわからない」「専門スタッフがいらない」「どこに相談すればよいかわからない」などお困りの点がありましたら、お気軽にご相談下さい。

○相談機関利用促進員が職場にお伺いします

「相談機関利用促進員」とは、労働者健康福祉機構が委嘱した、メンタルヘルスや産業保健に詳しい、本事業のための新しい担い手です。

全国のメンタルヘルス対策支援センターに配置され、みなさまの職場を訪問して、職場のメンタルヘルス対策をアドバイスするとともに、登録されたメンタルヘルス相談機関をご紹介します。

メンタルヘルス対策支援センター（産業保健推進センター内に設置） → 相談機関利用促進員 → 事業場

ご不明な点がございましたら、お近くの産業保健推進センターまたは、労働者健康福祉機構産業保健部までお問い合わせください。

※ 費用は無料です。以下の申込書に記載の上、各産業保健推進センターへFAXして下さい。促進員から後ほどご連絡させていただき調整します。

【お問合せ・申込み】 各産業保健推進センター

FAX 宮 城 022-267-4283 山 形 023-624-5250 福 島 024-526-0528

メンタルヘルス対策支援申込書

事業所名		業 種 労働者数	() 人
所 在 地	〒		
電話番号		F A X	
所属部課		担 当 者 氏 名	
訪問希望 (ご希望に○)	訪問を希望する センターへ来所し相談したい	日程希望 (ご希望に○)	() 月初・中・下旬 別途調整したい
(その他希望事項がありましたら)			

労災病院からのお知らせ

－健康に不安を感じたら、まずはご連絡を！－

施設名	住 所	電 話	勤労者予防センター（予防医療部）				働く女性 外来	アスベスト 疾患センター	
			生活習慣病・メタボリックシンドローム予防			勤労者の心の健康づくり			
			個別指導	講 習 会	研 修 会				
						対面型カ ウンセリ ング	電話相談		
東北労災病院	仙台市青葉区 台原 4-3-21	022-275-1111	○	○	○	○	○	○	○
							022-275-5556		
福島労災病院	いわき市内郷 綴町沼尻 3	0246-26-1111	○	○		○	○		
							0120-225-608		

相談日・相談時間・料金等は直接各労災病院までお問い合わせ下さい

1. 生活習慣病、メタボリックシンドロームの予防対策

有料

「メタボリックシンドローム」をご存じですか？

メタボリックシンドロームとは内臓脂肪の蓄積があり、高血圧、高脂血症、高血糖、肥満などの生活習慣病を二つ以上有する状態で、自覚症状のないまま動脈硬化が進行し心筋梗塞、脳梗塞などの重大な病気を引き起こします。

その原因としては、「職場のストレスや食生活」「休養の不取得」「喫煙」「飲酒」などが関与しており、予防面での対応が重要です。

①生活習慣病予防のための個別指導

健康診断結果等に基づいて、医師、保健師、管理栄養士、理学療法士の各専門スタッフが個別又はチームで食事指導、運動指導、禁煙指導等を行い、あなたの健康づくりをサポートいたします。

- 保健指導 …… 医師による総合的な指導
- 生活指導 …… 保健師による喫煙、飲酒などの習慣や不規則な生活の改善についての指導
- 栄養指導 …… 管理栄養士による食事のバランスなど食生活の改善についての指導
- 運動指導 …… 理学療法士による健康状態や体力に合った運動方法についての指導



②講習会

ご本人やその家族、企業の健康管理者の方々を対象に、疾病に関する予防及び症状の改善、増悪防止などに関する講習会等を開催します。

- 講習会のテーマ例
 - 高血圧よさようなら
 - メタボリックシンドローム・メンタルヘルス講演会
 - 体脂肪をためない体を作る
 - 腰痛予防について

③研修会

「勤労者予防医療センター」においては、産業医、二次健診等給付を行う病院等の医師、保健師に対するスキルアップのための研修会も実施しております。

■ 勤労者心の電話相談 ■

○相談日：月～金（祝日を除く） ○相談時間：14：00～20：00

東北労災病院 022-275-5556 福島労災病院 0120-225-608

小規模事業場産業保健活動支援促進助成金制度 (産業医共同選任事業) が利用しやすくなりました！

労働者50名未満の小規模事業場で働く、多くの労働者の皆様の健康管理をサポートするため、国は地域産業保健センターや標記助成金を設けて対応しています。

平成20年度から標記助成金が以下のように改定され、単独の事業場で登録申請ができるようになるなど、利用しやすくなりました。

(制度の概要)

労働者数50人未満の事業場（企業規模に関係なく、支店・営業所・工場等を指します）が、他の事業場と共同して、産業医の要件を備えた医師を選任・契約し、職場巡視等の産業保健活動を実施した場合、その費用の一部を助成する制度です。

(平成20年 4 月主要改正点)

1. 従来の複数の事業場がグループを形成し、共同選任産業医を選任してから申請する方式に加え、単独の事業場で登録申請が可能になりました。

※ 当推進センターが、グループ化や、地域産業保健センター（郡市医師会）の協力を得て、共同産業医をコーディネートします。

※ 登録申請は2月～5月までとなります。

2. 助成金は、事前に登録した事業場が、産業医の活動実施後に、その支払った費用を、同年度の1月末までに「助成金支給申請」を行う後払い方式となりました。

3. 助成金額の金額（限度）

86,000円
(上限)

=

事業場において行われた
産業医による産業保健活
動 1 回あたり 21,500 円

×

各年度当たり
活動 4 回まで

産業医活動の一例



職場巡視、
衛生委員会等への参加



健康診断結果についての意見、
保健指導、健康相談



長時間労働者への面会指導

詳しくは各産業保健推進センターまでご連絡下さい。

編集後記

宮城、山形、福島3センターの「合同号」は今回で4回目となった。

3センター間では、19年度の福島に続き、今年度は宮城で産業看護講座「短縮Nコース」を、福島、宮城の大学関係者等の多大なるご協力を得て、開催することができた。また、「職場の新型インフルエンザ対策研修」については、宮城・山形間で連携を図って順次開催している。本誌をご覧いただいてもわかるとおり、各センターでの研修内容はバラエティに富んでいる。貴重な専門家の講義を、少なくとも3県の産業保健スタッフ間では水平展開できるよう、今後も様々な連携を図っていきたい。

さて、「新型」と聞くと、新商品というイメージだが、こと病気に関しては、なるべく関わりたくない相手である。「新型インフルエンザ」はもちろん「新型うつ」も大変悩ましい問題である。

厳しい経済環境になると予想される今年、少なくとも、この『新型』が大流行しないことを祈りたい。

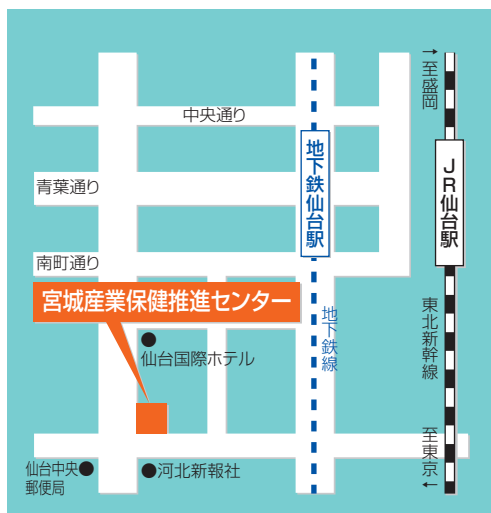
(宮城産業保健推進センター・齋藤)

INFORMATION

ご利用いただける日時

休日を除く毎日 AM9:00～PM5:00

(休日 / 毎土・日及び祝祭日・年末年始)



宮城産業保健推進センター

〒980-6012

仙台市青葉区中央4丁目6番1号

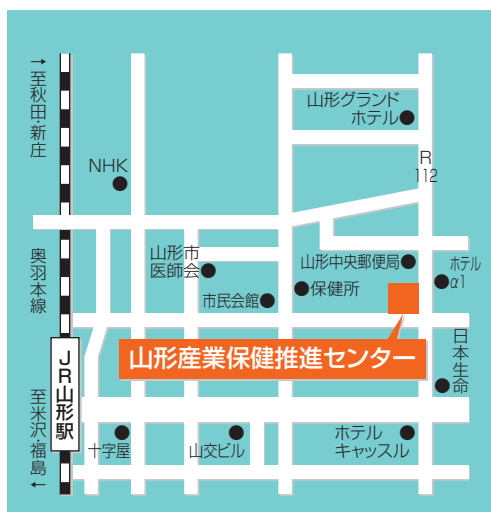
(住友生命仙台中央ビルSS30 12階)

TEL 022-267-4229

FAX 022-267-4283

URL <http://miyagisanpo.jp/>

E-mail kenkou@miyagisanpo.jp



山形産業保健推進センター

〒990-0031

山形市十日町一丁目3-29

(山形殖銀日生ビル 6F)

TEL 023-624-5188

FAX 023-624-5250

URL <http://www1.biz.biglobe.ne.jp/~sanpo06/>

E-mail sapo06@mvd.biglobe.ne.jp



福島産業保健推進センター

〒960-8031

福島市米町6番6号

(NBFユニックスビル 9F)

TEL 024-526-0526

FAX 024-526-0528

URL <http://www.sanpo7.jp/>

E-mail fukushima@sanpo07.jp